

会 則

霧島市防災協会会則

(目的)

第1条 本会は、防災対策の研究及び防火思想の普及に寄与するとともに、相互に連絡提携を図りながら消防防災に関する知識を高め、消防用設備、危険物及び液化石油ガス等の維持管理について安全管理を徹底し、安全で快適な社会づくりに貢献する事を目的とする。

(名称・事務局)

第2条 本会は、霧島市防災協会と称し事務局を霧島市消防局内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、霧島市内にある事業所又は個人で構成するものとする。

2 個人は賛助会員とし、次条の部会には属さないものとする。

(入会)

第4条 会則第3条に掲げる資格者で、本会に入会しようとするものは所定の申込書をもって会長に届けるものとする。

(脱会)

第5条 会員が脱会しようとするときは、その旨を本会に届け出るものとし会費に未納があった場合は完納して脱会するものとする。

(部会)

第6条 本会に、次の部会を置く。

(1) 第1部会

旅館・ホテル等

(2) 第2部会

待合・料理店・飲食店・店舗等

(3) 第3部会

病院・診療所・社会福祉施設等

(4) 第4部会

学校・幼稚園・保育園・共同住宅・官公署関係等

(5) 第5部会

危険物施設で給油取扱所の事業所等

(6) 第6部会

危険物施設の給油取扱所以外の事業所等

(7) 第7部会

液化石油ガス事業所及び少量危険物施設等

(8) 第8部会

工場・その他、第1部会から第7部会に属しない事業所等

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 防火管理者等の育成及び防火思想の普及に関すること。
- (2) 危険物取扱者等の育成及び防災教育に関すること。
- (3) 各種研修会、講習会等に関すること。
- (4) 各種災害の予防対策の研究に関すること。
- (5) 他の消防協力団体への助成に関すること。
- (6) 機関誌の発行に関すること。
- (7) 防災イベントに関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事項

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く

会長 1名 副会長 2名 理事 8名 監事 2名

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは、その都度補充し、補充した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第10条 会長及び副会長は、理事会の互選により選出する。

2 理事は、評議員会において各部会ごとに選出する。

3 監事は、評議員会において選出する。

(役員任務)

第11条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し会議を招集しその議長とする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する。
- (3) 理事は部会を代表して、本会を運営する。
- (4) 評議員は、評議員会において本会の意思決定をする。
- (5) 監事は会計事務を監査する。

(書記及び会計)

第12条 本会の事務（会計事務を含む。）を処理するため、書記1名を置く。書記は会長が任命委嘱する。ただし、当分の間事務局員が兼ねるものとする。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、評議員会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は本会の議決機関であって、全会員で構成し会長が必要と認めるとき、又は役員会で必要と認められたときに召集するものとする。ただし 会員の3分の2

以上の要請があった場合は召集するものとする。

(総会の権限)

第 15 条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改廃、予算及び決算並びに事業計画の決定承認
- (2) 役員を選出
- (3) その他本会の運営上重要な事項

(評議員)

第 16 条 評議員は、各部会において本会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(評議員会)

第 17 条 評議員会は総会に代わる決議機関であって、総会提案事項及び本会運営事項を審査し総会を開くいとまがないときはこれを決定し、次の事務を行う。

- (1) 会費の徴収に関すること。
- (2) 総会で決定された事項の執行に関すること。
- (3) その他本会運営上必要なこと。

(役員会)

第 18 条 役員会の権限は次のとおりとする。

- (1) 予算及び事業計画案の作成に関すること。
- (2) 総会及び評議員会で決定された事項の執行に関すること。
- (3) 総会及び評議員会の提案事項、その他本会運営上必要なこと。

(会の成立及び表決)

第 19 条 総会及び評議員会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む。）により成立する。議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってあてる。

(報酬)

第 21 条 役員及び評議員は無報酬とする。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成22年4月23日より施行する。